

産業廃棄物多量排出事業者実態調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する「産業廃棄物多量排出事業者実態調査業務委託」を受託する者が、業務を行う上で必要な事項を定めるものとする。

1 委託期間

契約日から令和 8（2026）年 2 月 27 日（金）まで

2 業務内容

- (1) 令和 6（2024）年度に実施した栃木県産業廃棄物実態調査の結果を基に、多量排出事業者における産業廃棄物処理計画実施状況報告書（令和 6（2024）年度実績）等の内容を加味して、令和 6（2024）年度における本県全体の産業廃棄物の排出及び処理の状況を業種別・種類別に集計及び推計を行う。
- (2) 産業廃棄物処分業実績報告（令和 6（2024）年度実績）に係るデータを集計する。
- (3) (1) 及び(2) について過去の調査結果等の既存資料との整合確認を行い、『「産業廃棄物多量排出事業者実態調査業務報告書（令和 4（2022）年度実績）（令和 6（2024）年 2 月）』（別添）に準じ、調査結果として報告する。

3 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める使用済自動車とする。

4 調査結果の報告

令和 8（2026）年 2 月 27 日（金）までに、調査結果報告書 2 部並びに当該報告書（Microsoft Word 形式及び PDF 形式）及び業務に関する調査結果の電子データ（Microsoft Excel 形式）（CD-R：2 部）を栃木県環境森林部資源循環推進課宛て提出する。

5 その他

- (1) 県が行う栃木県資源循環推進計画の達成状況の確認のために必要となるデータ解析及び資料提供について、可能な範囲で協力すること。
- (2) 環境省が実施する広域移動状況調査、産業廃棄物排出・処理状況調査及び行政組織等調査等について、基礎資料の提供やデータの加工等による調査票の作成に協力すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。